

【地域からの事前質問に対する回答①】

担当： 建設水道部

【質問事項（題目）】

宅地開発について

【質問要旨（内容）】

都市計画法の運用が緩和され、市街化調整区域における宅地開発及び住宅建設が条件付ではあるが広く普及して久しいが、それに伴うインフラ整備が十分とはいえない。（進入道路、雨水排水路、下水計画、街灯、カーブミラー設置等々）

農地はもとより里山の虫食い開発は、一部目に余るところもある。

また、概ね自治会加入環境が整っていない、生活面においても市民としての権利と義務の行使について課題が多い。

宅地開発について、もう一度、村の将来計画を踏まえた促進及び規制の基準を検討し、策定すべき時期と思うが、村としての考えをお伺いしたい。

【回 答】

東海村は都市計画区域に指定されていますが、近年、市街化調整区域における県の開発行為許可基準が緩和され、市街化調整区域が市街化区域より地価が安い、市街化調整区域に土地を求め、自己用住宅を建設される方が増えており、今後、さらに、農業従事者の激減と高齢化等により農地の転用や山林等の宅地化が進んでいくものと予想されます。

この傾向を抑えるためには、土地区画整理事業の早期完了による自己用住宅の市街化区域への誘導とともに、市街化調整区域における開発行為許可基準の見直しも検討すべき課題と考えられます。現在の自己用住宅の開発許可基準の1つとして、10年要件（開発する区域の大字又は隣接大字に10年以上住所を有していること。）があります。東海村においても、この要件により自己用住宅を建設される方が多くいます。この要件の見直しにより宅地化の進行を抑えることができると考えられますので、この要件の撤廃又は年数の長期化を、許可権者である県に対して機会あるごとに伝えて参りたいと思います。

【地域からの事前質問に対する回答②】

担当： 建設水道部

【質問事項（題目）】

6号国道の4車線化推進等幹線道路の整備について

【質問要旨（内容）】

通勤時間帯（朝は、通学時間帯と同時刻）における東海村幹線道路の車両数は上り、下りとも渋滞をきたし、近道として生活道路にも車両が多数侵入し、児童の通学にも多大の危険を起こしている実情にある。

例えば

ア 6号国道東海地区全線4車線化の推進

イ 「留大橋」と「マラソン道路」が接続する道路の新設などが考えられるが村としての考えをお伺いしたい。

【回 答】

ア. 国道6号の4車線化については、平成17年3月に久慈川架橋が完成し、石神外宿地区から日立方面に向けて整備されました。

しかしながら、笠松・石神外宿間は未整備のため、朝夕の通勤時に向けては恒常的な渋滞が発生しています。特に、二軒茶屋から笠松までは慢性的な渋滞となっております。

国道6号は、県中央部を貫く広域的幹線道路であり、ひたちなか地区及びJ-PAＲC（大強度陽子加速器施設）への主要なアクセス道として、今後ますます交通量の増加が予想されるため、笠松・石神外宿間の4車線化の早期整備に向けて、茨城県町村会及び水戸地方広域市町村圏並びに日立都市圏として平成18年度より要望してまいりました。これからも県や国に要望してまいります。

イ. 本村には南北への主要幹線道路として、国道6号、県道日立・東海線、県道豊岡・佐和停車場線、国道245号の4路線があります。特に15年3月に開通した県道日立・東海線については、国道の慢性的な渋滞緩和対策としての一

## 舟石川小学校区

定の成果が現れているものと考えております。今後、国道6号の残り区間の拡幅整備が進めば、渋滞がさらに緩和されるものと考えられます。

また、建設費も嵩むことから現計画を進めることが得策と判断しますので、留大橋とマラソン道路が接続する道路の新設は、現在のところございません。

なお、6号国道の4車線化推進につきましては、村からの要望だけと言うより、地域と共に要望活動を進めていければと考えておりますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

【地域からの事前質問に対する回答③】

担当： 建設水道部

【質問事項（題目）】

緑地の保存、自然環境の維持について

【質問要旨（内容）】

山岳地帯の無い本村にとって、かつての里山を中心とした緑地帯及び数少ない丘陵地帯は地球環境にやさしい、子孫に残すべき財産である。

舟石川・船場地区においてもいくつか該当地域があるが、開発が進みつつあり、中には「乱開発」とも見間違ふような現状もある。

一例であるが、古より舟石川・石神地域の灌漑用水水源地であった舟石川「水神堂」周辺の沼沢及び里山は、自然生育する「さわぎきょう」の保存とあいまって、当地域が掲げた第4次5ヵ年計画上期の自然公園推薦地であったが、最近、周囲の水田や林地が住宅用または資材置場等へ開発され、沼沢と里山がかなり痩せた状況となりつつある。土地所有者の私権に十分配慮しつつも、緑地の保存、自然環境の維持に手を打ちたい場所である。

実行性のある条例の制定がのぞまれるところであるが、村としての考えをお伺いしたい。

【回 答】

今回のご質問の件ですが、村では平成19年12月に「東海村緑の保全及び緑化の推進に関する条例」が施行され、自然景観の緑地を保全するため、土地所有者の承諾を得て、村民の森や保存樹木等の指定を始めました。平成20年度には坏土地改良区の水田地帯の南側斜面を国道245号線から常磐線まで、平成21年度も常磐線から石神小学校の通学道路までの斜面緑地を指定したところです。

しかし、質問の中にもあるように個人所有地であるので私権に十分配慮することが必要であり制限をかけるのが難しい点もありますが、今後も緑地を継続的に指定して緑地を保全していきたいと考えております。

また、舟石川・船場地区の緑地の保全については、現在作成中の「緑の基本計画」の中で「水神堂」は保全配慮地区として現状を把握しておりますが、地域の協力なしでは緑地の保全が難しいことや地域と協働の観点からも地区委員会のご協力を頂き緑地保全の指定をしていきたいと考えておりますので、ご理解のほど宜しくお願いします。